

第5回 無電柱化推進のあり方検討委員会 議事要旨

1. 日時：令和3年4月6日 15:00～17:00
2. 場所：尚友会館7階会議室（WEB会議）
3. 要旨

【吉岡局長挨拶】

- 3月31日に踏切法にあわせて道路法が改正され、沿道区域の電柱についても、地域を指定すれば電柱の新設禁止等の勧告が可能となった。これによって緊急輸送道路だけでなく、沿道区域においても無電柱化を進められるようになった。
- 本委員会では、昨年6月から4回の審議を重ね、検討を深めてきた。本日は次期計画（案）の内容について審議を行って頂く予定であるが、次期計画の主なポイントは、新設電柱の抑制、コスト縮減、スピードアップとなっている。委員の皆様から忌憚のないご意見を頂戴したい。

【屋井委員長挨拶】

- 本委員会では、先程吉岡局長からご指摘のあった点も含め、様々な視点から検討を行ってきた。踏切法等の改正も一つの進展だと思う。新しい計画を策定することにより、無電柱化が一層進むことは明らかだろう。ここに至るまでの関係機関の努力に感謝申し上げる。
- 本日は次期計画（案）の審議を行う一番重要な機会であり、よろしくお願ひしたいと思う。

【質疑応答】

計画（案）の構成（資料1）について

→意見は提起されず了承。

計画（案）の具体的内容（資料2）について

- 2頁の25行目に「景観観光」という文言があるが、ここでしか出てこない。他の箇所では「景観形成・観光振興」という文言が使われているので、統一した方が良い。（屋井委員長）
- 4頁の10行目に「道路空間を推進する」という表現が出てくるが、このままでは文意を理解しにくい。「道路空間の整備を推進する」など、表現を工夫した方が良い。（屋井委員長）

- 2 頁の「2. 適切な役割分担による無電柱化の推進」のところで、「主体的に実施する」という表現がよく出てくる。これは「中心になって」というような意味合いの、ごく一般的な用法で使っているのか。(鈴置委員)
- ここでいう「主体的」とは、自らが中心となって無電柱化を実施するという趣旨であり、無電柱化の費用を負担することや、自分が先頭となって関係機関との調整を行う事を想定している。(松平調整官)
- 長期停電にはいろいろな原因があり、例えば山の中の電線が倒木によって断線した場合は森林管理の問題であり、どこが責任を持つのか、整備の主体となるのかは一概に言えない。ケースバイケースになるのではないか。(鈴置委員)
- 事前の対策を誰がやるのかということには関しては、一義的には電線を設置する側になるのではないかと思われる。ただし、全ての箇所地中化するかどうかは別の判断であり、供給ルート工夫等といった方法もあるだろう。ただ、ここでは災害の原因と照らして誰が無電柱化を行うべきかということは書いていないと思われるが、そう考えて良いか。(屋井委員長)
- ここで書いているのは、災害による被害を防止するため無電柱化をしようという趣旨である。鈴置委員のご指摘については、電線・電柱の存在を前提として、倒木等の被害が無いようにするというのであれば、電線管理者や樹木の管理者の責務であると思われる。(吉田分析官)
- 山の中であっても、電力や通信の幹線系など電線が切れたら大変なことになる区間については、災害に強い無電柱化を進めていくということだと考えている。(荒瀬課長)
- 無電柱化推進法の中心的主張は、事業者が主体的に無電柱化を推進する、言葉を変えれば、単独地中化方式を進めることにあると考えている。現状では、皆で合意して共同溝を入れても、事業者が電線を入れない、地中化がされないという状況も生じている。こうしたことを踏まえると、何をもって主体的なのかしっかり内容を詰めない、計画が意味を無さなくなる恐れがある。事業者が主体的に無電柱化を行ううえで、コストの問題は重要であり、現在の費用の10分の1に抑えないと自発的にやりたがらないのではないか。(松原委員)
- 2 頁の15 行目以降で役割分担について触れているが、目的によっては単独地中化が適切な場合もあるが、「長期停電や通信障害の防止を目的とする区間」であっても、緊急輸送道路の地中化は道路側としてもメリットがあるので、そういう時は連携して整備を行うことになると思われる。(吉田分析官)
- 役割分担を明確化して、電線管理者が主体的に進めていく場合もあることを明記したのは重要である。ただ、「この場合だけ整備すれば良い」という

ように受け止められてはいけないので、あまり定義を詰め過ぎない方が良いのではないだろうか。(屋井委員長)

○2 頁の 31～32 行目で費用負担の話が出てきているが、4 頁の 4～5 行目にも費用負担の話が出てきている。1 か所にまとめた方が分かりやすいのではないか。(鈴木委員)

●後者は事業手法ごとの費用負担の原則を説明しているのに対し、前者はそうした原則にとらわれず目的に応じて費用負担を柔軟に考えるという趣旨である。ご指摘のとおり 4 頁にまとめた方が分かりやすいので、そのように修正したい。(吉田分析官)

○5 頁の 22～23 行目で使用している「景観法(平成 16 年法律第 110 号)や景観条例に基づく地区」、という表現を、資料 1 の概要の方にも入れてほしい。(天野委員)

●ご指摘を踏まえて修正したい。(吉田分析官)

○5 頁の 17～18 行目について、「歩行者利便増進道路」での無電柱化について触れられているが、指定前なのか指定後なのか、どのタイミングで無電柱化を行うのかが気になる。当該道路に指定された後に無電柱化を行うとなると二度手間になるので、道路指定のタイミングと無電柱化のタイミングを合わせる必要がある。4 頁の 25～27 行目において、「移動等円滑化基本構想、未就学児等及び高齢運転者の交通安全緊急対策、通学路交通安全プログラム」を列挙し、各計画の実施にも資するよう留意するとしているので、「歩行者利便増進道路」に関する計画もこの中に入れた方が良いのではないか。(久保田委員)

○自転車については、4 頁の 12 行目以降に、無電柱化する際に自転車空間を確保していこうという趣旨のことが書いてある。他方、幅員の関係で暫定的な整備を行っている箇所も幅員が確保出来たら再整備を行うことになる。そのため自転車ネットワーク計画についても、4 頁の 25～27 行目に位置付け、一体的に整備を行うことを明記した方が良いと思われる。(久保田委員)

●ご指摘を踏まえて修正したい。(松平調整官)

○5 頁について、「安全・円滑な交通確保」や「景観形成・観光振興」に関しては根拠となる法律が記載されているが、「防災」に関して根拠となる法律の記載がないのは何故か。(鈴木委員)

●緊急輸送道路は、都道府県が作成する地域防災計画に位置付けられた道路であり、法律そのものに規定された道路はないため、ここでは法律名を記載

していない。(吉田分析官)

- 全体的に明確な目標を取り組む姿勢が強く示されているので、この計画で進めていただきたいが、5頁の8~9行目において「費用対効果も考慮しながら、無電柱化の取組を推進」とあるのはどういう趣旨か。例えば必要な費用が高いとしても、緊急性の高いところはコストをかけて整備すべきという考え方はあるか。(小幡委員)
- 費用対効果は全てに関係するものだが、ここで改めて強調しているのは、電力や通信のレジリエンス強化の観点から無電柱化を図るとなると、電線管理者が主体的に整備を進める区間に該当するので、「費用対効果も考慮」との表現が必要になったのか。(屋井委員長)
- 2019年台風15号による千葉県での被害を受けて開催された、電力レジリエンスの強化に関する審議会の答申で同様の表現が使用されており、このことを踏まえて「費用対効果も考慮」との表現を用いた。(吉田分析官)
- 一般の方にはこのままでは分かりにくいと思われるので、何か文言を加えた方が良さそう。(屋井委員長)
- 10頁の「1) 新設電柱の占用制限制度の拡大」については、法律があるわけなのでしっかりやって頂きたい。他方、8頁の「3) 電柱の増加要因を踏まえた新設電柱の抑制」について、地域ごとではなく、一般的な増加要因を調査・分析するという趣旨か。(小幡委員)
- 現場ごとに要因分析を行うのではなく、資源エネルギー庁と電事連が協力して調査・分析を行い、関係省庁で連携して対応策を作っていくという趣旨である。(吉田分析官)
- 次期計画(案)で既設電柱の撤去に踏み込んでいるのは好ましい。ただ、架空線による整備は、地中化による整備を比較して、費用が10分の1である。8頁の「3. コスト縮減の推進」に、令和7年度までに約2割のコスト縮減に取り組むという目標が掲げられているが、最終的に9割減までもっていかないと、電線管理者が主体的に整備したいという経済的インセンティブが生じないのではないか。コスト縮減について、どういう方向を目指しているのか、どういうスピード感で考えているのか。(松原委員)
- 令和7年までの5か年では、頑張って2割減というように考えている。現在の低コスト手法だけでなく、面整備事業においては、軒下配線、裏配線なども活用して、しっかりコストを下げていきたい。また、中長期的には、例えば、現在のコストの半分まで下げていくような目標も必要ではないかと考えている。(吉田分析官)

- 12 頁の 9～12 行目において、料金制度改革について記載しているが、新制度の下では、必要な無電柱化が実施されるように、目標を設定してその範囲で整備を行うことになる。もちろん料金審査のプロセスを経ることになるが、一定の範囲については、コストが高くても実施することになる。新制度が始まる 2023 年度に向けて、関係者と協力して取り組んでいきたい。(資源エネルギー庁電力基盤整備課 小川課長)
- 10 頁の「1) 発注の工夫」に「包括発注等」との文言があるが、これはその下に出てくる PFI 手法も含まれるのか。また、「包括発注等」に関する手引きやマニュアルが作成されるとのことであるが、発注の流れや支援についても盛り込まれるのか。(秋葉委員)
- PFI 方式は「包括発注等」に含まれる。また、「包括発注等」に関する手引きやマニュアルは自治体の参考になるようなものにしたい。(吉田分析官)
- 「包括発注等」に限らず国のモデル事業に関しては、それを参考にしたいと考えている自治体は多い。補助金の活用方法の周知も含め、地方を支援してほしい。(秋葉委員)
- PFI 事業に関するご指摘だと思うが、PFI 事業では、工事が完了してから事業者に対して割賦払いを行うが、現在の補助金の制度では工事期間中しか支援できない。直轄国道で実施している PFI 事業を地方公共団体で実施していくことも重要なので、必要に応じて制度改革を検討したい。(吉田分析官)
- 10 頁の「3) 地域の合意形成の円滑化」について、「地域の合意形成の円滑化を図る地元協議会等を設置し」とあるが、合意形成が促進されるような手立てに言及した方が良いように思われる。言葉を足して、「地域の合意形成の円滑化を図るため、支援体制の強化、事業手順の見直し、地元協議会の設置等により」などに修正した方が良さだろう。(屋井委員長)
- ご指摘のとおり修正したい。(吉田分析官)
- 11 頁の 13～14 行目に「電線によってもたらされるサービスの利用者の既存の利益・期待等」とあり、「期待」という文言が出てくるが、これは誰の何に対しての期待なのか。(屋井委員長)
- 当該文言は現行計画でも使用している文言である。趣旨については、沿道で電力通信を使用している利用者が継続してサービスを楽しむという期待と認識している。(吉田分析官)
- 現行の料金水準で継続して同様のサービスを受けることへの期待であると

考えている。(路政課 高山課長)

○もうすこし分かりやすい書きぶりにした方が良いのではないか。(屋井委員長)

●関係省庁と相談して修正したい。(吉田分析官)

○11 頁に「3) 外部不経済の内部化の検討」とあるが、これは電柱の道路占有料の上乗せを念頭に置いた賦課であると思う。一方、12 頁には、無電柱化が着実に実施されるように新たな託送料金制度の運用を行うことが書かれているが、従来型の総括原価方式では地中化によるコスト増が消費者に転嫁されるはずだ。電柱の外部不経済の託送料金への上乗せ賦課と地中化の総括原価方式による託送料金の上昇の関係はどのようになっているのか？の実際に両ケースの託送料金は差別化できるのか？(もしくは費用構造が異なっても託送料金は一律か？)。(二村委員)

●11 頁の「外部不経済の内部化」は、従来から検討事項であった占用料をどうするのかという議論についてのものである。(吉田分析官)

●「外部不経済の内部化」は、施策を検討していく際の視点として大変重要と考えているが、占用料に的を絞ると、実現可能性のある解が現時点で見いだせていないので、次期計画ではそれに限らず、より広い構えをもって出口を検討していきたい。(路政課 高山課長)

●「新たな託送料金制度の運用」は「外部不経済の内部化」と直接関係しない。総括原価方式の下では、コストの積み上げにより電力料金を算定していたが、新たな託送料金制度の下では、事業者の創意工夫によりコスト削減が図れれば、それが事業者の利益となる。その際、ベースになるコストをどうみるかは非常に難しく、今後の議論の中でみていくことになる。なお、総括原価方式においても、事業者が負担したコストがまるまる電力料金に反映されていたわけではない。(資源エネルギー庁電力基盤整備課 小川課長)

○先程の「期待」に関する議論とも関連するが、外部不経済があるにもかかわらずサービス利用者がそれを負担していない場合において、「電線によってもたらされるサービスの利用者の既存の利益・期待等にも十分に配慮する」とあると、本来より安くサービスを受けることを認めようということになりかねない。無電柱化によって、周辺の住民も、安全の確保、景観の向上、地価の上昇など利益を享受することになるので、利用者にもそのことを考慮に入れて負担をしてもらうよう、理解を促進していこうというのが次期計画の趣旨である。このことを踏まえて、書きぶりを工夫してほしい。(屋井委員長)

○新設電柱の占用制限については、防災、交通安全、景観の観点からこう進め

ていこうということが書いてあるが、既設電柱の占用制限については、緊急輸送道路だけが対象となっているように思われる。その理由は何か。また、税制措置について、緊急輸送道路の場合は減免するあるが、交通安全や景観形成・観光振興のときはどうなのか。（鈴木委員）

●経緯についてご説明すると、新設電柱の占用制限は平成 28 年から始まったが、最初は緊急輸送道路のみが対象であった。その後、平成 30 年から交通安全も対象となった。緊急輸送道路については、新設電柱の占用制限が 8 割に達したので、次の段階として、既設電柱の占用制限に取り組もうとしている。交通安全については、新設電柱の占用制限がまだあまり実施されていないので、まずは新設電柱から取り組むことになる。また、景観形成・観光振興については、新設電柱の制度が存在しないので、取組の実施に向けて検討を進めていきたい。（吉田分析官）

●また、固定資産税の税制措置については、占用制限を行っている箇所でも地中化を行っているところも適用対象であり、緊急輸送道路に限定されないもので、表現を修正したい。（吉田分析官）

○12 頁の 9 行目からレベニューキャップに関する記述があるが、「無電柱化の推進などを含む必要な投資の確保」について、電線管理者（送配電事業者）が必要と感じて無電柱化を行う箇所も含まれるという理解で良いか。（屋井委員長）

●その理解で問題ない。（資源エネルギー庁電力基盤整備課 小川課長）

○13～14 頁において、広報・啓発活動が取り上げられているが、国民の関心や協力が土台になければならないので、極めて重要な施策であると思われる。無電柱化の効果については、環境の改善は写真を見比べたら一目瞭然であるが、防災の効果については定量的に算出する必要があるのではないか。（小幡委員）

●防災面の効果に関しては、同じ気象条件でも電柱が倒れたり倒れなかったりするので、効果を測定することが難しいが、電柱が倒れた状況をクローズアップして、同じ状況では大変だとアピールするのが妥当だろうと考えている。（荒瀬課長）

○災害の激甚化が進んでおり、今は倒れなくても倒れたら大きな被害が生じる箇所で電柱が倒れる可能性が高まっている。そのようなことを具体的に具体的な内容で説明してもらった方が良い。ただ、レジリエンスという用語は一般の人には難しいので、何らかの注釈を入れるなど補足説明をした方が良いのではないか。（池上委員）

○国民の無電柱化に対する理解を深めるためには、イベントの時に PR グッズ

を活用しても良いのではないか。例えば、私が以前頂いたもので、資料を入れると電柱が消えるファイルなどがある。(池上委員)

○14 頁の 6 行目には「防災面における効果」とあるが、無電柱化の効果は、地価の上昇など他にも沢山あるので、それらも国民にお伝えした方が良い。防災以外の効果も周知するという趣旨が明確になるように、書きぶりを工夫してもらいたい。(屋井委員長)

○11 頁の「3) 予算支援」に関連して、巣鴨のとげぬき地蔵の無電柱化について、豊島区は国や都からの補助金を活用し、あまり財政負担をしていないとのことである。補助金のことを良く理解しているところは賢く事業を実施しているので、他の地域にとっても参考になるように、当該事例なども踏まえた内容を盛り込んでどうか。(池上委員)

○巣鴨のとげぬき地蔵のように、狭い道路で無電柱化を行う際には民地の活用が不可欠である。13 頁に「3) 民地等の活用」とあるが、本文の書きぶりでは公開空地の活用にとどまるようにみえるので、「公開空地等を含む民地」という表現にした方が沿道住民の協力を得やすいのではないだろうか。その際、同意を要するのは管理者に限られないので、文言を工夫してほしい。(屋井委員長)

○冒頭の問題提起に戻るが、「主体的に実施」という表現をどうするか。何か代案があれば検討したい。(屋井委員長)

○意味が曖昧だと事業者の理解が得られないので、自発的に動きようがない、のではないか。コストの比較でいうと、架空線による整備は地中化の 10 分の 1 であり、無電柱化に関して事業者には費用面でのインセンティブがない。また、電柱の設置に関して罰則規定があるわけでもないので、自発的な整備を促すのは難しいのではないか。計画ではないにしても、通達か何かで「主体的」の意味を明らかにした方が良いと思われる。(松原委員)

○昔は単独地中化が主流であり、事業者の自助努力で無電柱化が進められていた。コストを 9 割削減しなくても、他の施策によりインセンティブを設けることや、公共的な考え刺激することがあるのでないか。(屋井委員長)

●もともとは電線管理者が全額負担して無電柱化を行っていたが、ペースが遅かった。そこで道路側のメリットもあるだろうということで、昭和 60 年から道路管理者も費用の 3 分の 2 を負担するようになった。それから 30 年間は電線共同溝と要請者負担が中心であったが、平成 28 年に無電柱化推進法が成立し、適切な役割分担とそれに応じた費用負担を検討することとなった。無電柱化はコストが高いが、少しでもコストを抑えて、進めていかなければならない。今はスタート地点であり、費用負担の詳細については今後

検討を深めていきたい。(渡辺審議官)

○令和 7 年の時点でどれくらいのコストダウンができているのか把握して評価することが必要。役割分担については今後検討していくということで理解した。これは将来に向けての要望であり、次期計画(案)への意見ではない。(松原委員)

○承知した。それでは「主体的に実施」という表現はそのままとしたい。(屋井委員長)

●今後の進め方については、委員の皆様のご指摘を踏まえて計画(案)を修正し、関係省庁との調整を経た上で、屋井委員長と調整しながら案文を固めていきたい。各委員に対しては、案文の送付や相談をすることになる。(吉田分析官)

以 上